

地球温暖化防止に向けた国民的取り組みへの意識啓発を促すこと等を求める意見書

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化しています。20世紀の間に地球の平均気温は0.6度C上昇し、我が国の平均気温も1度C上昇しました。最悪の場合、2100年には(18世紀の産業革命以前と比較して)6.4度C気温が上がり、88センチメートル海面が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることはだれの目にも明らかです。

こうした環境・気候変動問題等を主要テーマに、本年7月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催されます。政府においても、ダボス会議で福田総理が「クールアース推進構想」を提唱するなど、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために、地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策を講じているところです。

加えて、「環境立国」を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みを、より一層推進する責務があることは論を待ちません。

こうした観点から、政府に対して以下の事項について強く要請するものです。

記

- 1 北海道洞爺湖サミットの開催初日の7月7日はCO₂削減のため、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力の使用を一定時間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと。
- 1 クールビズやウォームビズについては認知度を深めるとともに、温度調節などの実施率を高めること。
- 1 「チーム・マイナス6%」などの国民参加型運動の一層の普及促進を図り、国民運動に対する協賛企業の拡大や、エコポイント制度の普及促進に努めること。
- 1 商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカー

ボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 20 年 6 月 13 日

名取市議会議長 佐藤 賢 祐

内閣総理大臣 殿

環 境 大 臣 殿

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿